

建設工事用

現 場 説 明 書

工 事 名	横芝中学校テニスコート舗装改修工事
工 事 担 当 課	教育課
説 明 事 項	
1. 工 事 場 所	横芝中学校 横芝光町坂田池 3-1
2. 工 事 内 容	設計図書のとおり
3. 工 事 期 間	議会の議決を得た日の翌日から令和8年12月18日まで
4. 開 札 日 時	令和8年8月27日（木） 午後3時30分
5. 開 札 場 所	横芝光町役場第1会議室
6. 入 札 要 領	入札情報サービス掲載の「公告」及び横芝光町ホームページ掲載の「横芝光町電子入札約款」、「横芝光町電子調達システム運用基準」を熟覧のこと。
	入札回数 1回限り
	最低制限価格の設定 有
	工事費内訳書の提出 要 （作成範囲は、別添 提出用内訳書とする。）
7. 契 約 保 証	別紙「契約の保証について」のとおり
8. 契 約 締 結	・落札者は、落札決定の日から5日以内に当該契約（横芝光町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年横芝光町条例第46号）第2条に規定する契約に該当する場合は仮契約）を締結しなければならない。ただし、契約担当課長の承諾を得て、この期間を延長することができる。 ・落札者が前記の期間内に契約を締結しないときは、落札は効力を失う。
9. 支 払 方 法	完 了 後 回 払
	前 金 払 請負金額の10分の4以内とする。（10万円未満切捨てとする。）
	中 間 前 金 払 請負金額の10分の2以内とする。前金払を受けていない場合は中間前払金の支払いはないものとする。（10万円未満切捨てとする。）
	部 分 払 出来形50%以上で次の算式による。 出来形額×(9/10-前払金額/請負代金額)
	回数 回以内
10. そ の 他	完 了 後 払 残 額
	(1) 設計図書の内容について質問がある場合は、書面又はメールにより提出すること。なお、質問が無い場合の連絡は必要としない。 ①提出期限 令和8年8月19日（水） 正午まで ②提 出 先 教育課 TEL 0479（84）4116 Mail:kyouiku@town.yokoshibahikari.chiba.jp ③回 答 質問書の提出があった場合は、令和8年8月25日（火）までに回答を入札情報サービスに掲載する。 (2) 入札情報サービスに掲載する設計内訳書は、入札参加者の適正、迅速な見積りに資するための資料である。したがって、工事の施工に当たっては、施工条件、現場条件等を十分考慮の上、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段を受注者の責任において定めること。 (3) 工期は、事情により変更することがある。 (4) 受注者は、下請、労働及び資材購入について、可能な限り横芝光町内の業者に発注すること。 (5) 本工事は、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の対象工事である。 (6) 受注者は、受注時又は変更時における工事請負代金額が500万円以上になる工事については、仕様書に従い工事実績情報サービス（CORINS）に登録すること。 (7) 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等に抵触する行為を行わないこと。なお、入札参加者が談合等を行っているとの情報を得た場合において、町が談合を疑うに足る事実が確認できると判断した場合は、入札を中止又は無効とし、若しくは契約後にあっては契約を解除することがある。 (8) 工事費内訳書の項目及び数量は参考とし、内容に疑義のある場合は書面をもって質疑日までに質問を行うこと。

◇ 契約の保証について

落札者等は、工事請負契約書（案）の提出時に、請負金額の10分の1以上の額の契約保証がなされていることが、証明される1から4のいずれかの書類を提出しなければならない。

ただし、原則として次の1から3までの保証を選択するものとする。

1 金融機関等（金銭保証人）の「保証書」

(注) ① 金銭保証人となれる者は、次のとおりである。

イ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合

ロ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社

② 保証債務の内容は、工事請負契約に基づく契約解除による違約金の支払いを目的としたものであること。

③ 保証の相手方は、「横芝光町」であること。

④ 保証金額は、請負代金額の10分の1以上であること。

⑤ 保証期間は、契約締結日から契約期間満了日であること。

⑥ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期）されるときは、契約保証の内容（保証金額、保証期間）の変更を行う。

⑦ 保証債務の履行請求の有効期限が、保証期間経過後6箇月以上確保されていること。

⑧ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、金融機関等から保証金が支払われたときは、保証金は横芝光町が取得し、違約金に充当される。

2 債務の履行を保証する「公共工事履行保証証券（履行ボンド）」

(注) ① 公共工事履行保証証券とは、保険会社が工事請負契約に関して請負者の債務の履行を保証するものである。

② 公共工事履行保証証券の債権者（保証金受取人）が「横芝光町」であること。

③ 保証金額は、請負代金額の10分の1以上であること。

④ 保証期間は、契約締結日から契約期間満了日であること。

⑤ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期）されるときは、契約保証の内容（保証金額、保証期間）の変更を行う。

⑥ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から保険金が支払われたときは、保険金は横芝光町が取得し、違約金に充当される。

3 債務の不履行により生ずる損害をてん補する「履行保証保険証券」

(注) ① 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行により生じた損害をてん補し、保険金を支払うことを目的とする保険契約である。

② 履行保証保険は、「定額てん補方式」であること。

③ 履行保証保険の被保険者（保険金受取人）が「横芝光町」であること。

④ 保険金額は、請負代金額の10分の1以上であること。

⑤ 保証期間は、契約締結日から契約期間満了日であること。

⑥ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期）されるときは、契約保証の内容（保証金額、保証期間）の変更を行う。

⑦ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から保証金が支払われたときは、保証金は横芝光町が取得し、違約金に充当される。

4 契約保証金（現金）納付の場合は「歳入歳出外現金払込書兼領収書」

(注) ① 「歳入歳出外現金払込書兼領収書」は、契約保証金相当額の現金を横芝光町に払い込むことにより交付を受けること。

② 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者等の指示に従うこと。

③ 請負者の責に帰すべき理由により契約が解除されたときは、契約保証金は横芝光町に帰属し、違約金に充当される。

④ 工事完成後、保管金の払戻手続きを行う。